

加古川市立図書館資料収集方針

平成 20 年 6 月 1 日

教育指導部長決定

1 目的

この方針は、加古川市立図書館が、乳幼児から高齢者に至るまでの市民のライフサイクルにおける生涯学習(社会教育)の場として、また、市民各層が知識と情報を迅速に入手できる地域情報センターとして機能するため、図書及びその他の資料を収集することにおいて、必要な事項を定めるものである。

なお、この収集方針は、図書館が時代の要請に応じていくため、市民の趣向の変化や利用の実態、社会情勢の変化等により、必要な場合には修正や見直しを行うものとする。

2 基本姿勢

図書館法に規定する業務及び公共図書館としての役割を円滑に行うために以下のことを尊重して収集を行う。

(1) 利用者の生涯学習を支えるため、その学習、教養、調査研究、趣味、実用及びレクリエーション等に必要な資料を幅広く収集する。

(2) 収集においては、基本的人権である「知る自由」を保障し、「図書館の自由に関する宣言」の精神を順守し、以下の事項に留意する。

①多様な対立する意見のある問題については、1つの観点だけでなくそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。

②著者の思想的、宗教的、党派的立場を理由に、その著作を排除しない

③図書館員の個人的な関心や好みによって選択せず、できるだけ客観的・公正な態度で臨む。

④特定の個人・組織・団体からの圧力や干渉によって特定の資料を収集または、収集を放棄したり自己規制を行わない。

(3) 利用者の要求及び加古川市の特性、社会の動向、出版情報の把握に努め、利用者の信頼と支持を得られるように乳幼児から高齢者までの各層に対応する多様な資料を収集する。

(4) 収集に当たっては、中央図書館は、加古川市4図書館の中心館として、特に参考図書、専門図書などについて広く、郷土資料については網羅的に収集し、加古川図書館は、市民の一般教養に資する資料のほか、特にヤングアダルト向けの資料や勤労者のビジネス活動を支援する資料の収集に努める。

また、加古川ウェルネスパーク図書館及び加古川海洋文化センター図書室と連携し、相互の協力関係のもとに、加古川市の図書館として体系的な資料収集を行い、充実した蔵書構成を図るように努力する。

(5) 資料の収集は、購入だけでなく、必要に応じて寄贈書を活用、もしくは寄贈依頼などを行い、その際においても、原則としてこの方針を適用する。

(6) 選定は、館員の合議によって行い、その結果を尊重して図書館長（中央図書館長及び加古川図書館長）が決定する。

3 全般的な留意事項

- (1) 貸出用資料を優先させ、市民の日常生活や職業の実務に役立つものを重視する。
- (2) 蔵書の基礎となる基本図書、参考図書、全集・叢書類については計画的な収集に努める。
- (3) 著しく特殊な主題を持つ資料、極端に限定された利用者の利用しか見込めない資料、また著しく高価な資料の要求については慎重な態度で臨む。
- (4) 利用実態に基づき、利用者の要求を的確に判断し、要求や利用の多いものについては合理的に複本を購入する。

4 収集資料の種類

収集対象資料については、以下のとおりとする。

- ① 図書（一般書、児童書、参考図書）
- ② 逐次刊行物（雑誌、新聞）
- ③ 地域資料（郷土資料、地域行政資料）
- ④ その他資料

5 資料別収集の基準

I 図書

(1) 一般図書

- ① 各分野において入門書、概説書などの基本図書を中心に収集する。
- ② 専門書については、高度なものよりもできるだけ平易なものを中心に吟味して収集する。

各分野において留意する点は、以下のとおりである。

0 類

- ① 情報科学に関する資料は、最新の情報を提供できるように努める。
- ② 図書館に関する資料、読書案内、出版、書誌等に関する資料にも留意する。

1 類

- ① 原著、原典についても収集に留意する。（「概説書はあるが原著がない」などが起こらぬように。）
- ② 占い、命名、人生訓は、利用が多い分野であり、吟味しながら定期的に収集する。
- ③ 宗教については、特定のものに偏ることないように収集に努める。

2 類

- ① 歴史観に関する資料は、それぞれの観点にたったものを収集するように留意する。
- ② 評伝、列伝類は、基本書を中心に多角的に収集する。
- ③ 兵庫県や郷土関連の地誌、地理については、積極的に収集する。
- ④ 旅行案内、道路地図等は国内・外ともに最新の情報を提供できるように定期的に収集する。

3 類

- ① この類は時代や社会状況に密接に関連するので、時事性、話題性にも留意しながら最新情報を提供できるように留意する。
- ② 主題によって留意する点は以下のとおりである。
 - a 各国の政治経済社会、文化事情については、最新情報が提供できるように努める。

- b 政治思想については、偏りがないように、また政治事情については新しいものを幅広く収集する。
- c 法律(書式を含む)、経済(会計、株式、税金を含む)、統計、資格、就職等については、新しい内容の保持に努める。
- d 教育については、教育思想の原典、実用書にも留意する。また、学校教育だけでなく、生涯学習(社会教育)、家庭教育の観点からも幅広く収集する。
- e 民俗については、冠婚葬祭、伝統行事等に留意し、実用書とあわせて収集する。
- f 軍事については、幅広い観点から収集する。

4類

- ①内容的に変化や進展が著しい分野であるので、最新の情報が提供できるように努める。
- ②主題によっては図鑑類の整備についても留意する。(例：動植物)
- ③医学については、一般市民が利用する資料を中心に収集し、医師などを対象にした専門書実務書や民間療法については十分に吟味して収集する。

5類

- ①環境問題については、最新情報を提供できるように留意する。
- ②住宅、車、インテリア、家政学については、趣味、実用に役立つ資料を積極的に収集する。

6類

- ①園芸、ペットなどの分野は、趣味、実用に役立つ資料を積極的に収集する。
- ②商業、ビジネス関連資料については、最新情報を提供できるように留意する。

7類

- ①この類は、趣味、教養、娯楽に役立つ分野であるので、豊富な資料の収集に努める。
- ②技法と鑑賞(「やる」と「観る」)の両面から収集する。
- ③全集、叢書類については、装丁、内容等を吟味して、良質な資料を提供できるように留意する。
- ④イラスト、工作、楽譜(冊子体)、映画、スポーツ、諸芸については定期的な収集に留意する。

8類

- ①教養、学習、実用に役立つ観点から、豊富な整備に努める。
- ②あいさつ、スピーチ、手紙等の技法についての資料については積極的に収集する。
- ③主要言語については、基本図書のほか、辞書類の整備についても留意する。
また、録音資料が付加されている資料についても必要に応じて収集する。
- ④講座用テキストとして編集されているものについては、厳選して収集する。

9類

- ①公共図書館として最も利用の多い分野なので、ジャンルにとらわれず収集する。収集に当たっては、単行本だけでなく、文庫本にも留意する。
- ②日本文学は古典から現代文学まで幅広く収集する。専門的な研究書、書誌などについては、利用を勘案して必要に応じて収集する。
- ③文学全集、個人全集、叢書については、基本的なものを中心に幅広く収集する。
- ④古典については、評価の定まったものを中心に収集する。
- ⑤外国文学は日本文学に準ずるが、欧米以外の国の文学についても留意する。

(2) 児童書

子どもが読書の楽しさを知り、読書習慣を身につけて、豊かな人間性を養うことができる資料を収集する。

絵本

- ①子どもの精神的体験を広げ、想像力を豊かにするものを中心に収集する。
- ②長く読み継がれてきた評価の定まった作品は、十分な複本を揃えるなど積極的に収集する。
また、資料の状態により買い替え等についても留意する。
- ③ブックスタート事業に関連し、乳幼児向け絵本の収集についても留意する。

文学

- ①高い文学性を持ち、子どもに普遍的な楽しみを与え、成長の糧となるものを中心に収集する。
- ②長く読み継がれてきた評価の定まった作品は、複本を揃えるなど積極的に収集する。
- ③外国文学の古典作品については、完訳版を中心に収集する。

その他

- ①各分野とも、内容が正確で詳しく、また、子どもの発達段階に応じて理解しやすいものを中心に幅広く収集する。
- ②常に新しい情報が提供できるように蔵書更新を図り、必要に応じて複本を揃える。
- ③紙芝居については、内容を吟味して収集する。

(3) 参考図書

- ①市民の調査研究を援助し、日常生活の上で生じる疑問が解決できるように参考図書を収集する。
- ②参考図書については概ね以下のとおりとし、必要な範囲で収集する。
 - a 辞書、事典、便覧類
 - b 書誌、目録、索引類
 - c 年鑑、白書、統計書類
 - d 人名録、名鑑類
 - e 地図類
 - f 法令集
 - g その他参考図書に類するもの
- ③参考図書は、最新の情報が提供できるように、定期的に収集して資料の更新を図る。

II 逐次刊行物

(1) 雑誌

- ①雑誌は最新の情報が得られる資料であるため、市民の日常生活に役立つものを各分野にわたって、幅広く収集する。
- ②雑誌は市民の利用や要望の多いものを中心に収集し、特殊な主題、または高度な専門誌については慎重な態度で臨む。
- ③外国誌については必要に応じて収集する。

(2) 新聞

- ①新聞は主要全国紙を中心に兵庫県内の地方紙も収集する。
- ②スポーツ紙、専門紙、外国紙は必要に応じて収集する。
- ③官報、その他公報類についても必要に応じて収集する。

Ⅲ 地域資料（郷土資料）

(1) 郷土資料

- ①加古川市を理解し、その文化を後世に伝えるため、加古川の文学・歴史、自然、産業、芸術などに関する資料を網羅的に収集し、近隣市町及び兵庫県について書かれた資料も必要に応じて収集する。また、このほかの兵庫県下各市町に関する資料は選択的に収集する。
- ②郷土資料は、地域に関するもの、地域に関わる人物を主題にしたもの、地域に在住している者の著作物とする。
- ③郷土資料の収集に当たっては、図書、逐次刊行物だけでなく、パンフレット類及びその他の形態媒体資料についても留意する。
- ④郷土資料はできるだけ複本を揃え、保存についても留意する。
- ⑤収集にあたっては、購入だけでなく必要に応じて寄贈依頼なども効率的に行う。

(2) 地域行政資料

- ①市民が市政に関する情報を得ることができるよう、市の刊行物は原則としてすべて収集する。また、加古川市以外の団体の刊行物についても必要なものはすべて収集する。
- ②その他郷土資料に準じて収集する。

Ⅳ その他資料

(1) 大活字本

- ①高齢者の利用に適した資料として大活字本を収集する。
- ②収集にあたっては、市販されているものを対象とする。

(2) 外国語資料

- ①外国人の利用者の読書要求に対応するため、また日本人利用者が異文化に対する理解が深められるように多言語資料も収集対象とする。なお、収集にあたっては基本的なものに限定し、専門書は対象としない。
- ②外国語資料の収集は、中央図書館で一定の範囲内で行う。

(3) 地図

アトラス形式の地図を中心に収集し、一枚ものの地図や地形図は必要に応じて収集する。

(4) 加除式図書

維持費を勘案のうえ、必要に応じて厳選して収集する。

(5) 古典籍

郷土資料を中心に、必要な場合に収集する。

(6) 電子書籍

- ①電子化された市販出版物より必要なものを収集する。
- ②すでに所蔵する郷土資料及び地域行政資料等のうち、必要なものについて独自に電子化を行う。

V 収集対象としない資料

(1) 漫画及び漫画雑誌（読物、コミック）

ただし、漫画で解説、または一部に漫画がある資料や児童書の学習漫画等については、厳選のうえ必要な場合は収集対象とする。

(2) 音楽・映像資料（電子書籍を除く）

(3) 特殊形態資料（記入、切り取り、組み立て等を目的とするもの、カードなどの非図書形態資料）

(4) 学習参考書、各種試験問題集及びテキスト類

(5) その他加古川市立図書館として不相当と判断するもの

附 則

この方針は、平成20年 6月 1日から施行する。

この方針は、平成28年 7月 7日から施行する。

この方針は、令和 3年10月 1日から施行する。